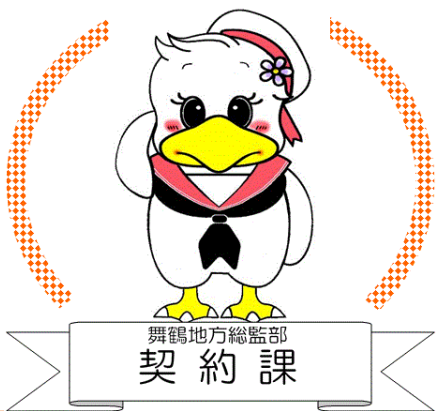




海上自衛隊舞鶴地方総監部で オープンカウンター方式の参加条件が 変更になります。

参加要件は以下の(ア)から(エ)の**いずれか**の条件を満たすものとなります。(詳しくは実施要領をご覧ください。)

(ア) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)において、舞鶴地方総監部が求める「資格の種類」のC又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

(イ) 中小企業等経営強化法に規定する「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者

(ウ)(ア)又は(イ)に該当しない中小企業者であって、同一の相手方(公的機関、民間企業のいずれかを問わない)に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者

(エ) 見積の提出日までの1年間に於いて、舞鶴地方総監部との間で契約を締結した実績がある事業者((ア)の競争参加資格において、A又はBの等級に格付けされている者を除く。)

(ア) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)において、舞鶴地方総監部が求める「資格の種類」のC又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。**ただし、仕様内容等によりA又はB等級に格付けされた者を含めることが適当と契約担当官等が認める場合は、A又はB等級に格付けされた者を含めることができる。**

(イ) 中小企業等経営強化法に規定する「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者

(ウ)(ア)又は(イ)に該当しない中小企業者であって、同一の相手方(公的機関、民間企業のいずれかを問わない)に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者**((ア)の競争参加資格において、A又はBの等級に格付けされている者を除く。)**

(エ) 見積の提出日までの1年間に於いて、舞鶴地方総監部との間で契約を締結した実績がある事業者((ア)の競争参加資格において、A又はBの等級に格付けされている者を除く。)

開始時期

令和8年度調達(令和8年4月)